

地域包括支援センター 帯広市社会福祉協議会 運営規程

(指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人帯広市社会福祉協議会が開設する地域包括支援センター帯広市社会福祉協議会（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、主任介護支援専門員、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者または事業対象者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえて多様な事業者等から総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業者及び総合事業サービス提供主体等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者へ提供される指定介護予防サービス等が特定な種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立な業務に努めるものとする。
 - 3 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し研修を実施する等の措置を講ずる。
 - 5 「指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域包括支援センター帯広市社会福祉協議会
 - (2) 所在地 帯広市公園東町3丁目9番地1
- 2 センターの業務の一部を処理するため、センターに次のサテライトを設置する。
- (1) 名称 地域包括支援センター帯広市社会福祉協議会（北）
 - (2) 所在地 帯広市西14条北1丁目1-18 アディ14 A-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センター（サテライト含む）に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- (2) 担当職員
担当職員は、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

- | | |
|------------|------|
| ①主任介護支援専門員 | 1名以上 |
| ②保健師 | 1名以上 |
| ③社会福祉士 | 1名以上 |
| ④介護支援専門員 | 1名以上 |

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時45分から午後5時30分までとする(午後0時から午後1時までは休憩時間)。

(指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容及び提供方法)

第6条 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 提供方法

介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)に従って実施する。

(2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。

(3) サービス担当者会議について

①開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。

②サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員による居宅訪問頻度等

①提供開始月

②提供開始月の翌月から起算して3月に1回

③サービスの評価期間が終了する月

④利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(5) モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(利用料及びその他の費用の額等)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

2 介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、帯広市が定める額とする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね15キロメートル未満 200円

(2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね15キロメートル以上 400円

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、帯広市（川北日常生活圏域・西日常生活圏域）とする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 担当職員に対する研修

虐待を防止するために毎年担当職員に対する研修を計画的に実施する。

(2) 権利擁護委員会の設置

①虐待を防止するため、権利擁護委員会を開催する。

②委員会では、虐待及び身体拘束の防止に向けて、職員倫理綱領及び職員行動指針、ガイドラインを策定し、毎年見直しをする。

③虐待の防止等の研修会を企画し、実施する。

(3) 虐待防止に関する責任者の選出

虐待防止に関する責任者には、センターの管理者があたる。

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

提供した指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置し、その苦情受付窓口（担当者）は、センターの管理者が担う。

苦情解決に関する事項については、法人で定める苦情解決要綱を準用する。

(5) その他、必要な措置

2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第11条 適切な指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化に必要な措置を講ずる。

2 センターは、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、担当職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、担当職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

3 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。

(1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

(2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求

(3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム

(4) その他、担当職員の就業環境を著しく害する行為

4 センターは、担当職員が安心して相談できる相談体制を整備し、必要に応じて法人本部、関係機

関等と連携しながら対応するものとする。

- 5 センターは、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。
- 6 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

(その他運営についての留意事項)

第12条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、担当職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は帯広市、社会福祉法人帯広市社会福祉協議会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成20年3月17日から一部改正する。

この規程は、平成20年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成20年5月24日から一部改正する。

この規程は、平成21年1月1日から一部改正する。

この規程は、平成22年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成23年1月1日から一部改正する。

この規程は、平成23年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成23年4月21日から一部改正する。

この規程は、平成23年6月1日から一部改正する。

この規程は、平成25年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成26年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成27年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成28年4月21日から一部改正する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成29年6月1日から一部改正する。

この規程は、平成29年6月26日から一部改正する。

この規程は、平成31年1月1日から一部改正する。

この規程は、平成31年4月1日から一部改正する。

この規程は、令和元年9月17日から一部改正する。

この規程は、令和元年10月23日から一部改正する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改正する。

この規程は、令和3年7月1日から一部改正する。

この規程は、令和6年2月1日から一部改正する。

この規程は、令和8年2月1日から一部改正する。